

## 個人情報の開示請求をされる方へのお知らせ

個人情報保護法に基づき、当広域連合が保有する個人情報について開示請求をされる方は、下記の記載事項をご確認いただき、開示請求に係る必要書類について持参又は郵送によりご提出をお願いします。

### 1. 開示請求に必要な書類

- (1) 開示請求書（様式第4号）
- (2) 請求者により異なるため、開示請求に係る必要書類一覧（当広域連合ホームページに掲載）を参照のこと

### 2. 開示請求書等の提出先

〒311-4141

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合

### 3. 費用について

開示請求についての手数料は無料となりますが、診療報酬明細書の写し等を交付する場合、次のとおり費用が必要となります。

- (1) 写しの作成に要する費用（コピー代として1面につき10円）
- (2) 送料（ゆうパックや簡易書留など当広域連合が指定する方法）

### 4. 開示について

開示については、「開示決定通知書」に記載された方法により行います。なお、上記3の費用が発生する場合は、あわせて「納入通知書」を発行しますので、指定の金融機関でお支払いください。お支払いの確認後、写し等を発送させていただきます。

### 5. 非開示情報について

法令の規定により開示できないとされている情報や他人のプライバシーに関わる情報など、個人情報保護法第78条第1項の各号に該当する情報については非公開情報として開示することができません。

## 6. その他の事項

当広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんので御了承ください。

診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を請求するために一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことを御理解ください。

開示請求があった診療報酬明細書等について、保存年限の超過などの理由によりその存在が確認できない場合には、開示できないことを御了承ください。